

生駒市規則第 14 号

生駒市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項、第 79 条第 1 項、第 115 条の 12 第 1 項及び第 115 条の 22 第 1 項の規定による申請は、指定申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の申請に係る指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第 3 条 法第 78 条の 5、第 82 条、第 115 条の 15 及び第 115 条の 25 の規定による届出は、施行規則第 131 条の 13 第 1 項、第 133 条第 1 項、第 140 条の 30 第 1 項及び第 140 条の 37 第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書（様式第 2 号）により、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止届出書（様式第 3 号）により、事業の再開に係るも

のにあつては再開届出書（様式第４号）により、それぞれ行うものとする。

（指定の辞退）

第４条 法第７８条の８の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書（様式第５号）により行うものとする。

（指定の更新の申請）

第５条 法第７８条の１２、第１１５条の２１及び第１１５条の３１において準用する法第７０条の２及び法第７９条の２の規定による申請は、指定更新申請書（様式第６号）により行うものとする。

２ 第２条第２項の規定は、前項の申請に係る指定の更新について準用する。

（事業所情報の提供）

第６条 市長は、第２条第１項の申請に係る指定、第３条若しくは第４条の届出の受理又は前条の申請に係る指定の更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、奈良県、奈良県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げるものを提供することができる。

（１） 事業所の名称及び所在地

（２） 事業所の指定の申請者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

（３） 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

（４） 事業開始年月日

（５） 運営規程

（６） 介護保険事業所番号

（７） 管理者の氏名、生年月日及び住所

（８） 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（公示）

第 7 条 法第 7 8 条の 1 1、第 8 5 条、第 1 1 5 条の 2 0 及び第 1 1 5 条の 3 0 に掲げる場合には、施行規則に定める事項のほか、次に掲げる事項について公示するものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 事業所の指定の申請者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(施行の細目)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(生駒市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 生駒市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 1 8 年 7 月生駒市規則第 2 1 号）

(2) 生駒市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 1 8 年 7 月生駒市規則第 2 2 号）

(3) 生駒市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 3 0 年 3 月生駒市規則第 1 0 号）

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、この規則の様式により提出されたものとみなす。